

奈良県告示第三百五十六号

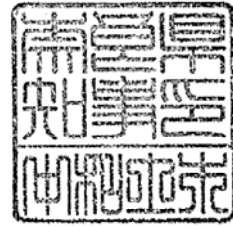
土木事務所において使用する知事印（中和土木事務所において使用する知事印に限る。）を次のとおり新調し、平成二十七年一月十九日から使用する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 印影

中和土木事務所



注 縦 27 ミリメートル
横 27 ミリメートル

二 使用範囲

- 1 土木工事に関し土木事務所において所掌する契約
- 2 道路に関する工事のため必要がある場合において所轄警察署と協議の上通行の制限又は禁止すること。
- 3 土木事務所が所掌する公有財産及び土木工事に必要な土地に関する登記の囑託